

## 地方独立行政法人神奈川県立病院機構会計実施規程 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由等
<p><u>(立替払)</u></p> <p><u>第15条の2 会計規程第28条第3項に基づき、法人の役員及び職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には限り、立替払をすることができる。</u></p> <p><u>(1) 業務上特に必要と認められるものとして事前に会計規程第50条に規定する契約権者の承認を得た場合</u></p> <p><u>(2) 会計規程第24条第2項に規定する小口現金により支払うことができる場合</u></p> <p><u>2 前項により立替払をした役員及び職員は、支払後速やかに領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）を添付して契約権者に立替金の請求をすることができる。</u></p> <p>(支出事務委託資金の精算)</p> <p>第17条 前条の規定により、支出事務の委託を受けた者は、受託期間が終了した日から直ちに、精算報告書を作成し、<u>証拠書類</u>を添えて理事長に提出するものとする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(支出事務委託資金の精算)</p> <p>第17条 前条の規定により、支出事務の委託を受けた者は、受託期間が終了した日から直ちに、精算報告書を作成し、<u>領収書その他の証拠書類（以下「証拠書類」という。）</u>を添えて理事長に提出するものとする。</p>	<p>・ 支払に立替払を追加する。</p> <p>・ 規定の整理</p>

新				旧				改正理由等
別表3（第6条関係） （出納員）				別表3（第6条関係） （出納員）				
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
（略）			金銭及び有	（略）			金銭及び有	
病院	経営企画課長（がんセンターにおいては財務経営課長）	金銭の出納及び保管を担当する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	価証券の出納及び保管	病院	経営企画課長	金銭の出納及び保管を担当する所属職員のうち経理責任者が指定する職員	価証券の出納及び保管	
別表4（第21条関係） （物品出納員）				別表4（第21条関係） （物品出納員）				<ul style="list-style-type: none"> <li>・規定の整理（物品出納員について、がんセンターは財務経営課長とする。）。</li> </ul>
第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	
（略）				（略）				
病院	経営企画課長（がんセンターにおいては財務経営課長）	経営企画課（がんセンターにおいては財務経営課）の職員のうち経理責任者が指定する職員	病院で所管する物品の出納及び保管	病院	経営企画課長	経営企画課の職員のうち経理責任者が指定する職員	病院で所管する物品の出納及び保管	